○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
百五十六号	高岡市上四屋六六七番一から同市上四屋六六三番一まで

供用開始の期日　平成二十一年七月十七日

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	糸魚川市大字中宿字古御堂三六七番一一から同市大字中宿字古御堂三六九番八まで

供用開始の期日　平成二十一年七月十七日

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　近畿地方整備局長　木下　誠也

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
洲本市宇山一丁目一四一番一から同市宇山三丁目一三二番一まで	前	一〇・六〇メートル～一五・四〇メートル
	後	一〇・八〇メートル～一五・六〇メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　近畿地方整備局長　木下　誠也

路線名	供用開始の区間
二十八号	洲本市宇山一丁目一四一番一から同市宇山三丁目一三二番一まで

供用開始の期日　平成二十一年七月二十日

○四国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
三十二号	三好市山城町下名字柴折三六三番三から同市山城町下名字柴折三六〇番七まで

供用開始の期日　平成二十一年七月十七日

○北海道開発局告示第八十三号

平成十四年北海道開発局告示第六十一号（網走川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件）により定めた網走川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　北海道開発局長　鈴木　英一

○北海道開発局告示第八十四号

美幌川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　北海道開発局長　鈴木　英一

○北海道開発局告示第八十五号

牛朱別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日　北海道開発局長　鈴木　英一

国会事項

衆議院

議案提出

七月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案（保岡興治外九名提出）

地産地消促進法案（武部勤外四名提出）

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（愛知和男外六名提出）

質問書提出

七月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省所管の各種法人に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」についての政府部内の調査に対する内閣総理大臣等の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

議案受領（予備審査）

七月十五日衆議院から次の議案が送付された。

スポーツ基本法案（森喜朗外八名提出）（衆第五二号）

議案送付（予備審査）

七月十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（岡田広外五名発議）

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（岡田広外五名発議）

質問主意書提出

七月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

歯科医療に係わる先進医療技術の適正評価に関する質問主意書（円より子提出）（第二四三号）

麻生太郎内閣総理大臣の外交に関する質問主意書（喜納昌吉提出）（第二四四号）

質問主意書転送

七月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

酪農経営の健全化等に関する再質問主意書（松野信夫提出）（第二三二号）

特別職公務員の守秘義務に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第二三三号）

ツイッターを使用して選挙運動を行うことに関する質問主意書（藤末健三提出）（第二三四号）

選挙ポスター用写真の条件に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二三五号）

核弾頭型トマホーク巡航ミサイルの退役に関する質問主意書（近藤正道提出）（第二三六号）

独立行政法人国際協力機構による海外投融資の再開に関する質問主意書（近藤正道提出）（第二三七号）